

社会福祉法人青山会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青山会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規程に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは次のものをいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 顧問
- (5) 第三者委員（福祉サービスに関する苦情解決）
- (6) 評議員選任・解任委員

(常勤役員 非常勤役員)

第3条 役員等のうち、週25時間以上法人業務を行う役員を常勤役員という。その他の役員を非常勤役員という。

(役員等の報酬の支給)

第4条 役員等には、役員報酬を支給する。

2 常勤役員には、賞与を支給する。

ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、役員にかかる報酬等は支給しない。

(役員報酬額の算定方法)

第5条 役員報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2の定める額

(費用弁償)

第6条 第3条の常勤役員については、報酬とは別に、事前に届け出のあった交通費等の費用弁償を支給する。

(旅費)

第7条 役員等が法人業務のため旅行したときは、旅費・宿泊費を支給する。

2 旅費・宿泊費の支給方法は、法人職員に対する旅費・宿泊費の支給方法の例によるものとする。

(役員報酬等の支給方法)

第8条 役員報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 常勤役員の報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第4条に準じた日とする。

(2) 常勤役員の賞与については、毎年6月及び12月とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第4条に準じた日とする。

2 非常勤役員の報酬については、当該会議に出席した都度、支給する。

(常勤役員報酬等の日割り計算)

第9条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任の場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規程にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数処理)

第10条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50円未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50円以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第11条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成 15 年 3 月 5 日から施行する

附 則（平成 17 年 3 月 29 日）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する

附 則（平成 22 年 3 月 31 日）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する

附 則（平成 23 年 3 月 4 日）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する

附 則（平成 27 年 1 月 30 日）

この規程は、平成 27 年 3 月 5 日から施行する

附 則（平成 29 年 6 月 23 日）

この規程は、平成 29 年 6 月 23 日から施行する

平成 29 年 6 月 1 日から適用する

この規程は、平成 31 年 6 月 28 日から施行する

平成 31 年 4 月 1 日から適用する

この規程は、令和 5 年 6 月 21 日から施行する

令和 5 年 6 月 23 日から適用する